

## 水産政策策審議会公議事規則

(召集)

第一条 水産政策審議会(以下「審議会」という。)は会長が召集する。  
2 審議会を召集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに審議会の日時及び場所を各委員に通知しなければならない。

(議長)

第二条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(会議)

第三条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。  
2 審議会の議事は、委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決することによる。

第四条 審議会の会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けるものとする。

(職員の出席)

第五条 会長は、必要があると認めるときは、関係の職員を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第六条 審議会の会議は公開とする。ただし、漁港管理者の処分に関する不服審査に係る会議など、審議会が必要と認めた場合には非公開とすることができる。

(議題)

第七条 審議会の会議においては、あらかじめ通知した事項に限って議決することができる。ただし、審議会において緊急の必要があると認められた事項については、この限りでない。

(答申書の作成等)

第八条 会長は、審議会が諮問事項につき調査審議を終わったときは、答申書を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。審議会が農林水産大臣に建議するときもまた同じ。

(議事録)

第九条 会長は、次の事項を記載した審議会の議事録を作成するものとする。

- 一 開会、閉会の年月日・時刻
- 二 出席した委員の氏名
- 三 諮問事項
- 四 議事
- 五 議決の数
- 六 報告書
- 七 答申書
- 八 その他重要な事項

2 議事録は、農林水産省に設けられる文書窓口において縦覧に供するものとする。

3 会長は、前項の規定にかかわらず、審議会の円滑な運営を図るため必要がある場合には、同項の議事録のほか、議事要旨を作成し、審議会の議決を経て、同項の議事録に代えて縦覧に供することができる。

(分科会)

第十条 水産政策審議会令(平成十三年政令第二百三十号)第五条に規定する資源管理分科会及び漁港漁場整備分科会の所掌事務のうち、別表一で定める事項については、分科会の議決をもって審議会の議決とする。

2 分科会は、その調査審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(部会)

第十一条 審議会に企画部会を置く。

2 企画部会は、水産基本法第十条第三項、第十一条第六項、沿岸漁場整備開発法、漁業経営の改善及再整備に関する特別措置法、持続的養殖生産確保法及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項に関し調査審議するものとする。

3 前項に規定する企画部会の所掌事務のうち、別表二で定める事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。

4 分科会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

5 部会は、その調査審議の結果を審議会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会。)に報告し

なければならぬ。

(特別委員)

第十二条 特別委員に調査させるべき事項は、特別委員ごとに会長が定める。

2 特別委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べたものとする。

(規則の改正)

第十三条 この規則の改正は、審議会の議決をもって行う。

(雑 則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(準用規定)

第十五条 分科会及び部会については、第一条から第七条まで、第九条、第十二条第二項及び第十四条の規定を準用する。

この場合において、第一条、第二条、第五条、第九条第一項及び第三項、第十二条第二項並びに第十四条中「会長」とあるのは、分科会にあつては「分科会長」と、部会にあつては「部会長」と読み替えるものとする。

別表一（第十条関係）

資源管理分科会	漁業法、漁船法、水産資源保護法、海洋水産資源開発促進法及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項
漁港漁場整備分科会	漁港漁場整備法の規定により審議会の権限に属させられた事項

別表二（第十一条関係）

企画部会	水産基本法第十条第三項、沿岸漁場整備開発法、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法、持続的養殖生産確保法及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項
------	---

附 則

- 1 この規則は、平成十三年七月十一日から施行する。
  - 2 平成十四年三月三十一日までの間、第十一条第一項に定めるもののほか、審議会に漁港漁場整備部会を置くものとする。
  - 3 漁港漁場整備部会は、漁港法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十二号）附則第二条及び第三条の規定により、同法の施行前に策定することができることとされた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針及び漁港漁場整備事業に関する長期の計画に関し調査審議するものとする。
  - 4 前項の所掌事務については、漁港漁場整備部会の議決をもって審議会の議決とする。
  - 5 漁港漁場整備部会については、第一条から第七条まで、第九条、第十二条第二項及び第十四条の規定を準用する。
- この場合において、第一条、第二条、第五条、第九条第一項及び第三項、第十二条第二項並びに第十四条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十年七月三十一日から施行する。